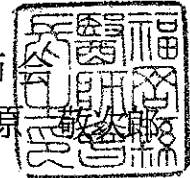




福岡医発第2035号(保)
平成15年 2月14日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師
会長 関 原



血管移植術の算定について（取扱いの明確化）

標記の件につきまして、平成15年1月29日付けで厚生労働省保険局医療課からその取扱いを明確化する事務連絡が出された旨別紙のとおり日本医師会より通知がありましたので、お知らせいたします。

人工血管を皮下に移植して、動静脈内シャントを作成する場合、従前から、区分「K611」血管移植術、バイパス移植術の「5」その他の動脈（23，300点）に準じて算定できる取扱いになっておりました。しかし、一部の審査会より「現行の告示・通知において取扱いが不明確である」との指摘を受けて、今般、厚生労働省よりその取扱いを明確化する内容の事務連絡が発出されたものであります。

事務連絡(保162)

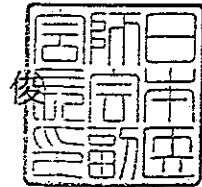
平成15年2月4日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会副会長

青 柳



血管移植術の算定について（取扱いの明確化）

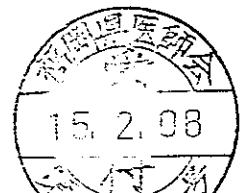
平成15年1月29日付けで厚生労働省保険局医療課から、血管移植術の算定について、その取扱いを明確化する事務連絡が出されましたので、ご連絡申し上げます。

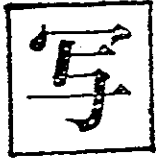
人工血管を皮下に移植して、動静脈内シャントを作成する場合、従前から、区分「K611」血管移植術、バイパス移植術の「5」その他の動脈（23,300点）に準じて算定できる取扱いになっておりました。しかし、一部の審査会より「現行の告示・通知において取扱いが不明確である」との指摘を受けて、今般、厚生労働省より、その取扱いを明確化する内容の事務連絡が発出されたものであります。

（添付資料）

1. 血管移植術の算定等について

（平15.1.29 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）





事 務 連 絡

平成15年1月29日

地方社会保険事務局

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部） 御中

都道府県老人医療主管部（局）

老人医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

血管移植術の算定等について

標記については、「診療報酬点数表（平成6年3月厚生省告示第54号）及び老人診療報酬点数表（平成6年3月厚生省告示第72号）の一部改正に伴う実施上の留意事項等について（平成14年3月8日保医発第0308001号）」等により取り扱われているところですが、今般、下記のとおり取扱いを明確化しましたので、関係者に対して周知徹底をお願いします。

記

医学的な必要上、人工血管を皮下に移植して動静脈内シャントを作成する場合には、K611 血管移植術の「5」その他の動脈に準じて算定できること。